

令和8年度四国中央市任期付職員（建築士）採用試験実施要綱

1. 採用予定人員、職務内容及び任期

試験は、次の職種について行います。

職 種	採用予定人員	職 務 内 容	任 期
技術職（建築士）	2人	市役所又は出先機関に勤務し、技術的業務その他一般事務に従事する	採用の日から 令和9年3月31日まで ※最大5年まで更新される場合あり

2. 受験資格

次の（1）から（5）までの要件を全て満たす者

- （1） 日本国籍を有する者
- （2） 次のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （3） 四国中央市内に居住する者又は採用後市内に居住可能な者
- （4） **1級建築士または2級建築士の資格を有する者**
- （5） **建築事業に関する職務経験が通算5年以上ある者 ※**

※職務経験について

- ・会社員、公務員、自営業者等として一事業所において概ね週30時間以上の勤務時間で継続して就業していた期間が該当します。
- ・休暇、休業、退職等のため、連続して1月以上職務に従事していない期間は実務経験に通算できません
- ・実務経験は月単位で算定し、期間が1月未満の月については、15日以上は1月とし、14日以下は切り捨てることとします。

3. 採用試験の方法

次の審査及び試験を実施します。

- （1） 書類審査 受験資格の確認審査を行います。
- （2） 面接試験 適性等を面接により審査します。

4. 募集期間及び試験日程

募集期間 令和8年4月27日（月）から随時
試験日程 受験申込後、受験者と相談の上決定いたします。

5. 受験手続

履歴書の提出

午前8時30分から午後5時15分までの間（閉庁日を除く。）に総務部人事課に持参又は郵送により提出してください。

6. 合格・採用

受験者に、試験の合否を通知します。

なお、この試験の合格者は、合格発表後市の指定する日より四国中央市任期付職員として採用されることとなりますが、次に掲げる場合に該当するときは、合格を取り消します。

- (1) 履歴書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合
- (2) 採用までに採用内定者として不適切又は欠格条項に該当する事実が判明した場合

7. 給与・勤務条件等

給与は、四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の規定により支給され、該当者に対しては、期末手当、勤勉手当等の各種手当が支給されます。

給料の月額は経験年数等により決定されます(例:経験年数25年の場合35万円程度)。給与の改定により金額が変更される場合があります。

勤務時間、休日及び休暇は、正規職員に準じます。

社会保険については、愛媛県市町村職員共済組合に加入します。

8. その他（問合せ／請求／照会）

受験手続その他不明な点は、総務部人事課に問合せください。また、本試験に関して内容の変更や追加等のお知らせがある場合は、四国中央市公式ホームページに随時掲載しますので、受験前に必ずご確認ください。

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

T E L 0896-28-6004（内線1451/人事課人事給与係）